

感染症予防・まん延防止のための指針

一般社団法人なないろ

(目的)

第1条 この規程は<会社名>（以下「法人」とする）が実施する障害福祉サービスに係る感染症予防・まん延防止するための体制を整備することにより、利用者が障害福祉サービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。

第2章 感染症予防・まん延防止体制

(感染症予防・まん延防止対応責任者)

第2条 本規程による感染症予防・まん延防止の責任主体を明確にするため、法人に感染症予防・まん延防止責任者を設置する。

2 感染症予防・まん延防止責任者は、管理者があたるものとする。

(感染症予防・まん延防止責任者の職務)

第3条 感染症予防・まん延防止対応責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 感染症予防・まん延防止策の検討
- (2) 感染症予防・まん延防止の話し合い
- (3) 支給決定区市町村への報告

(感染症予防・まん延防止担当者)

第4条 法人事業の利用者が感染症予防・まん延防止を行いやすくするため、法人に感染症予防・まん延防止担当者を設置する。

2 感染症予防・まん延防止担当者は、感染症予防・まん延防止対応責任者が若干名を任命する。

3 法人職員は、感染症予防・まん延防止担当者の不在時等に感染症の発生の通報があった場合には、感染症予防・まん延防止担当者に代わって通報を受け付けることができる。

4 前項により感染症発生の通報を受けた職員は、遅滞なく感染症予防・まん延防止担当者に別に定める「【感染症予防・まん延防止】報告書」によりその内容を連絡しなければならない。

(感染症予防・まん延防止担当者の職務)

第5条 感染症予防・まん延防止担当者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者等からの感染症発生報告受付
- (2) 職員からの感染症発生報告受付
- (3) 感染症発生内容、利用者等の状況の確認と記録
- (4) 感染症発生報告内容の感染症予防・まん延防止対応責任者への報告
- (5) 感染症予防状況の感染症予防・まん延防止対応責任者への報告

第3章 感染症予防・まん延防止及び解決

(感染症予防・まん延防止対応の周知)

第6条 感染症予防・まん延防止対応責任者は、運営規定・重要事項説明書の掲載等により、本規程に基づく感染症予防・まん延防止対応について周知を図らなければならない。

(感染症予防・まん延防止報告の受付)

第7条 感染症予防・まん延防止の報告は、別に定める「【感染症予防・まん延防止】報告書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる。

2 感染症予防・まん延防止担当者は、利用者からの感染症予防・まん延防止連絡の受付に際して、次の事項を別に定める「【感染症予防・まん延防止】報告書」に記録し、その内容を感染症予防・まん延防止発生報告に確認する。

- (1) 感染症予防・まん延防止の内容
- (2) 感染症予防・まん延防止の要望

(感染症予防・まん延防止の報告・確認)

第8条 感染症予防・まん延防止担当者は、受け付けた感染症発生の内容を感染症予防・まん延防止責任者に報告する。

2 感染症発生報告があった場合にも必要な対応を即座に行う。

(感染症予防・まん延防止解決に向けた協議)

第9条 感染症予防・まん延防止対応責任者は、感染症発生報告の内容を解決するため、感染症発生報告者との話し合いを実施する。

2 感染症予防・まん延防止対応責任者は、改善結果を別に定める「【感染症予防・まん延防止】報告書」により記録する。

(感染症予防・まん延防止に向けた記録・報告)

第10条 感染症予防・まん延防止対応責任者は、感染症発生報告から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する。

(感染症予防・まん延防止のための職員等研修)

第11条 感染症予防・まん延防止対応責任者は、感染症予防・まん延防止防止啓発のための定期的な法人職員の研修を行わなければならない。

- 2 研修は障がい者に携わる職員以外の従業員等に対しても行うものとする。
- 3 感染症予防・まん延防止対応責任者は感染症予防・まん延防止に関する外部研修会等にも職員を積極的に参加させるよう努める。

(感染症予防・まん延防止委員会の設置)

第12条 感染症予防・まん延防止対応責任者は、施設内における感染症予防・まん延防止防止を図るため、感染症予防・まん延防止委員会を設置しなければならない。

2 感染症予防・まん延防止委員会は、定期的又は感染症予防発生の都度開催しなければならない。

- 3 感染症予防・まん延防止委員会の委員長は、感染症予防・まん延防止責任者とする。
委員は必要のある員数とする。
- 4 必要のある場合は、第三者委員を委員に加えることができる。
- 5 感染症予防・まん延防止委員は、日頃より感染症予防・まん延防止の啓発に努めなければならない。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。